静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則7-1185

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-104)の一部を次のように改正す

改正前	改正後
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)

- 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者(その委任を受けた者を含む。)が定めるものとする。
  - (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項 又は第28条の6第1項若しくは第2項の規 定により採用された職員(次号において 「再任用職員」という。)以外の職員 100 分の170(給与条例第20条第2項等に規定 する特定幹部職員(次号において「特定幹 部職員」という。)にあつては、100分の 210)
  - (2) 再任用職員 100分の80 (特定幹部職員にあつては、100分の100)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者(その委任を受けた者を含む。)

が定めるものとする。

- (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項 又は第28条の6第1項若しくは第2項の規 定により採用された職員(次号において 「再任用職員」という。)以外の職員 100 分の190(給与条例第20条第2項等に規定 する特定幹部職員(次号において「特定幹 部職員」という。)にあつては、100分の 230)
- (2) 再任用職員 <u>100分の90</u> (特定幹部職員 にあつては、<u>100分の110</u>)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。